

○議長（谷重幸君） おはようございます。

開会に先立ちまして、4月1日付で人事異動がありましたので、自己紹介をお願いいたします。

（自己紹介順序）

防災企画課長 太田康之

産業建設課長 大星好史

教育課長 河合恭生

○議長（谷重幸君） 次に、5月1日から10月末までの間、クールビズ対応としますの
で、ご理解、ご協力をお願いいたします。

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令
和3年美浜町議会第2回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

報告します。欠席届の提出があり、4番、北村議員、7番、谷進介議員は本定例会、5
番、龍神議員は本日欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、9番 繁田議員、10番 鈴
川議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（井田時夫君） 説明します。

令和3年美浜町議会第2回定例会会期予定表。

6月14日月曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、全議案の提案理由説明

散会后、各常任委員会を開きます。

15日火曜日、本会議、一般質問

16日水曜日、休会

17日木曜日、本会議、議案審議

以上です。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から6月17日までの4日間をしたい

と思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの4日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）について

報告第2号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第13号））

について

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について

報告第4号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）について

議案第1号 大原俊樹蔵書基金の設置に関する条例の制定について

議案第2号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第3号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第4号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第5号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第6号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第7号 美浜町営プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第8号 美浜町柔剣道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第9号 美浜町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

議案第10号 工事委託契約の締結について

議案第11号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第1号）について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

本日までに受理した要望書等は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査及び定期監査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和3年美浜町議会第2回定例会に上程いたしました報告4件、議案11件について、

一括して提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項は、令和3年度税制改正において改正されました個人住民税の住宅ローン控除の特例の延長、固定資産税の負担調整措置の延長及び特例措置の実施、軽自動車税の環境性能割及び種別割の見直し等が主な内容でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日から施行されることとなりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきます。

報告第2号は、専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第13号））についてでございます。

本専決処分事項については、歳出のみの補正でございます。補正後の歳入歳出予算の総額に増減はございません。

それでは、ご説明申し上げます。

4ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、ひだか病院負担金の減額は、新型コロナウイルス感染症対策負担金につきまして、国からの補助金が交付されたことなどから全額返還されました。また、令和2年度日高看護専門学校運営負担金につきましても返還金があったので、併せて減額補正を行っています。

次に、総務費、総務管理費、財政調整基金費、積立金の追加は、ひだか病院からの返還金を全額、財政調整基金に積立てを行ったものでございます。令和3年3月31日付で専決処分をさせていただきますので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第3号は、繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）についてでございます。

3月議会の補正予算におきましてお認めいただきました10件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

報告第4号は、建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の一部を翌年度に繰越しをいたしましたので、同法第3項の規定により報告するものでございます。

議案第1号は、大原俊樹蔵書基金の設置に関する条例の制定についてでございます。

令和3年5月27日、美浜町大字和田1138番地の104、医療法人大原内科、大原せつ氏より、ご尊父様で故大原俊樹氏の遺志を継ぎ、和田小学校における図書室内の大原秀敏文庫の充実を図るため、大原俊樹蔵書基金の設置をしていただきたいという思いで多額の500万円のご寄附を頂戴いたしました。

故大原俊樹氏には、生前、和田小学校の校医として児童の健康維持にご尽力賜り、改め

て感謝の意を表するとともに、せつ氏におかれましても、現在、和田小学校の校医としてご尽力いただいておりますことに感謝を申し上げます。

町としましても、感謝の気持ちとして、先日感謝状を贈呈いたしました。また、以前からも大原様のご親族の皆様には、代々、和田小学校に対しまして多額のご寄附を頂戴しておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

今回、故大原俊樹氏の遺志に沿って本条例を制定するものでございます。

議案第2号は、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置を令和3年度においても実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の定義について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号は、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の定義について所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号は、美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者に係る介護保険料の減免措置を令和3年度においても実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の定義について所要の改正を行い、厚生労働省から発出された基準の表記に合わせるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号は、美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構が法令に基づき個人番号カードの発行に係る手数料を定めることにより、本条例に規定しておりますカードに関する再交付手数料が不要となりましたので、改正するものでございます。

議案第6号は、美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、消防団の成り手不足を解消するため、団員の資格要件を緩和することにより団員の確保を図るものでございます。

議案第7号は、美浜町営プール設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございます。

美浜町営プールにつきましては、老朽化を原因として、長い間、松洋中学校の生徒や町民の使用に供されておらず、公の施設として機能していない状態であることから、当該施設に係る設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

議案第8号は、美浜町柔剣道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございます。

美浜町柔剣道場につきましては、平成20年9月以降は、施設の老朽化により町民の使用に供されておらず、公の施設として機能していない状態であることから、当該施設に係る設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

議案第9号は、美浜町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございます。

当該施設の老人憩の家、光荘につきましては、平成27年以降は、施設の老朽化により町民の使用に供されておらず、公の施設として機能していない状態であることから、当該施設に係る設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

議案第10号は、工事委託契約の締結についてでございます。

西川河川整備事業に伴う町道吉原36号線寺田橋架替工事等につきましては、和歌山県との間で、工事等の施工とその負担する費用について、毎年度、協定書を締結し、県に委託して実施していくものでございます。

令和3年度に係る工事等の委託に係る協定書の締結に関し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第11号は、令和3年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ49,624千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億66,069千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金、農業費分担金、小規模土地改良事業受益者負担金の追加、町単独事業受益者負担金（農地費）の減額は、県の補助金が認められたことによる財源振替でございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費補助金の追加は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費と事務費の補助金でございます。

総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございます。

衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、農業費補助金は、小規模土地改良事業の追加でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金、大原俊樹蔵書基金は、利子の追加でございます。

8ページ、寄附金、教育費寄附金、小学校費寄附金、大原俊樹蔵書基金寄附金の追加は、医療法人大原内科、大原せつ氏より、和田小学校における図書室内の大原秀敏文庫の充実を図るため、ご寄附をいただいたことによるものでございます。

繰入金、基金繰入金、大原俊樹蔵書基金繰入金の追加は、和田小学校の図書室に図書除菌機を導入するためでございます。

繰越金、前年度繰越金の追加は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、コミュニティ助成の追加は、田井畑地区の津波避難施設への備品購入費、消防関係の資機材、中央公民館トイレバリアフリー化改修工事によるものでございます。

雇用保険料自己負担分は、減額でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

では、10ページの議会費からでございます。

議会費の追加は、共済組合への負担金でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費の減額は、人事異動等によるものでございます。

文書広報費、委託料、例規整備支援業務委託の追加は、行政手続における押印の見直し等により、条例・規則等の例規整備を行うための費用でございます。

財産管理費、委託料の追加、工事請負費の追加は、毎年度実施している消防点検において、庁舎消火ポンプの基盤が故障していることが判明したことにより取替えを行うものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、負担金補助及び交付金、安心・安全感染対策環境整備事業補助金の追加は、新型コロナウイルス感染予防対策のさらなる強化を図るとともに、利用者が安心して施設を使用できる環境整備の取組に対し5分の4補助するものでございます。上限額は100千円でございます。

12ページ、戸籍住民基本台帳費の減額、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の減額、14ページ、国民年金費の追加、老人福祉費の追加、地域包括支援センター運営費の追加、児童福祉費、児童措置費の追加は、人事異動や共済組合負担金の利率の変更等によるものでございます。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費の追加は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、住民税均等割が非課税の方や非課税と同様の事情にあると認められる方に子育て世帯生活支援特別給付金として、児童手当や特別児童扶養手当が対象である児童1人当たり50千円を支給するものでございます。

16ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の減額は、人事異動等によるものでございます。

予防費の追加は、新型コロナワクチン接種に伴う補正でございまして、職員手当等の追加は、超過勤務手当など職員の人件費、報償費の追加は、医師・看護師への謝金、需用費は消耗品費の追加、使用料及び賃借料の追加は、バス借上料、車椅子リース料を予算計上してございます。備品購入費の追加は、ワクチン接種に伴う備品購入費でございます。

農林水産業費、農業費、農業総務費の追加、18ページ、土木費、土木管理費、土木総務費の追加は、人事異動によるものでございます。

消防費、災害対策費の追加は、上田井地区津波避難施設の北側、高台の備蓄倉庫などの建築確認申請手数料の追加、同じく北側高台の水道加入分担金の追加、コミュニティ助成事業の追加は、田井畑地区津波避難施設への備品購入費でございます。

教育費、教育総務費、事務局費の減額は、人事異動等によるものでございます。

20ページ、外国青年招致事業費の減額は、外国語指導助手が本年3月末で退職したことによるものでございます。

小学校費、学校管理費の追加は、会計年度任用職員の人件費の補正、備品購入費、図書除菌機の追加は、大原俊樹蔵書基金から繰入れを行い、大原せつ氏のご意思を尊重し、和田小学校の図書室に図書除菌機の導入、積立金の追加は、大原せつ氏からの寄附金の積立とそれに伴う利子分の積立ででございます。

22ページ、中学校費、学校管理費の追加は、会計年度任用職員の費用弁償でございます。

こども園費、ひまわりこども園費の追加は、職員の昇格や会計年度任用職員の退職による人件費の補正と、人材派遣会社から調理師1名の派遣受入れに要する費用が主なものでございます。

社会教育費、社会教育総務費の追加は、共済組合への負担金でございます。

公民館費の追加は、中央公民館トイレバリアフリー化改修工事によるものでございます。

24ページ、文化振興費の追加は、大賀ハス保存会、国民文化祭実行委員会への補助金でございます。

公債費、元金の追加、利子の減額は、平成22年度に借り入れた臨時財政対策債において、10年目の利率見直しにより元利償還金が確定したことによるものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告4件、議案11件について、一括してご説明申し上げます。

何とぞご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前九時二十八分散会

再開は、明日15日午前9時です。

この後、各常任委員会を開きます。

お疲れさまでした。